

## 瀬戸内町公告 第5号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき、地域計画の案を次により縦覧に供する。

縦覧に該当する地区の利害関係人は、縦覧期間満了日の日までに町に意見書（別添様式）を出すことができる。

令和7年3月7日  
瀬戸内町長 鎌田 愛人

### 記

#### 1. 地域計画（案）を作成した地域

- (1) 久慈地区 (久慈、古志)
- (2) 篠川地区 (篠川、阿室釜)
- (3) 油井地区 (阿鉄、小名瀬、油井、久根津)
- (4) 嘉鉄地区 (嘉鉄、蘇刈、伊須)
- (5) 山郷地区 (阿木名、勝浦、網野子、節子)
- (6) 鎮西地区 (秋徳、於斉、諸鈍、野見山、渡連、生間、勝能、伊子茂)
- (7) 実久地区 (俵、瀬相、薩川、木慈、須子茂)
- (8) 与路地区 (与路)
- (9) 請阿室地区 (請阿室)

#### 2. 縦覧場所

- (1) 町ホームページ

- (2) 役場農林課農政係の窓口（役場3F）

縦覧時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時まで

#### 3. 縦覧期間

令和7年3月7日（金）～令和7年3月21日（金）

#### 4. 意見書の提出先

- (1) 郵送先： 〒894-1592 瀬戸内町船津23 瀬戸内町役場 農林課 農政係  
担当：田原・植村
- (2) FAX : 0997-73-1019
- (3) 電子メール : nousei@town.setouchi.lg.jp